

「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」福岡県実行委員会企業協賛事業要項

第1条 趣旨

この要項は、平成25年度全国高等学校総合体育大会「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」の開催趣旨に賛同する企業、各種団体（以下「企業団体」という。）が、「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」への協賛事業の実施に必要な事項を定める。

第2条 協賛事業

協賛事業とは、企業団体が平成25年度全国高等学校総合体育大会福岡県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）に対して、次の各号に掲げる事業を実施することをいう。

- (1) 大会の開催に当たり、大会を広くPRするための経費及び来県者を温かく迎えるための経費に充当するための金銭提供
- (2) 大会の開催に要する施設・物品の提供
- (3) 企業団体の日常の活動に付随して、大会開催の広報を図る事業協賛
- (4) その他、会長からの依頼に基づき実施する事業

第3条 協賛事業の申込手続き

協賛事業を申し込む場合には、あらかじめ「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」福岡県実行委員会企業協賛事業申込書（様式1）を県実行委員会に提出するものとする。

県実行委員会は、企業協賛事業申込書の提出があった場合、第7条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」福岡県実行委員会企業協賛事業受諾書（様式2）を送付するものとする。

第4条 協賛金の振込等

第2条第1号に規定する協賛事業を実施しようとする企業団体は、県実行委員会から前条の受諾書を受理した場合、銀行振込により、協賛金を一括で納付するものとする。

- 2 協賛金の領収書は、原則として、金融機関が発行する振込金受取書（振込依頼書の控え）で代えるものとする。ただし、県実行委員会は、企業団体から申し出があった場合、協賛金の領収書を発行するものとする。

第5条 協賛事業における特典（権利）

第2条に規定する協賛事業を実施した企業団体（以下「協賛企業」という）には、下表のとおり、協賛規模に応じた特典（権利）を福岡県内において与えることとする。

ただし、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している協賛企業が有する権利と調整する場合もある。

権利項目 \ 協賛規模	50万円以上 (相当)	30万円以上 (相当)	10万円以上 (相当)	3万円以上 (相当)
大会支援呼称権	○	○	○	○
県実行委員会が開設する公式ホームページ中「協賛企業紹介ページ」での社名掲出	大(ロゴ)	中(ロゴ)	小(テキスト)	別掲一覧
各競技種目別大会プログラムへの広告等掲載 ※福岡県内開催11競技種目	モ/カ 1/4P	○ (社名ロゴ)	○ (社名テキスト)	
大会シンボルマーク等使用権 ※商品化を除く	○	○		
大会概要チラシへの社名等掲載 ※平成25年3月までの協賛者に限る	○			
PR物品提供権 ※大会PRに益するものに限る	○	○	○	○

*1 施設・物品協賛及び事業協賛については、数量等を参考に金額に換算するものとする。

*2 金額等の換算が困難である協賛事業については、別途協議するものとする。

* 3 大会シンボルマーク等使用権については、協賛企業に対して、平成25年度全国高等学校総合体育大会高体連マーク等取扱規程（以下「高体連マーク等取扱規程」という。）第3条の規定に関わらず、大会シンボルマーク等を提供するものとする。

なお、大会シンボルマーク等の範囲とは、高体連マーク等取扱規程第2条に掲げる範囲とする。

* 4 広報物、印刷物への社名等掲載については、掲載時期、内容等につき、別途協議するものとする。

* 5 PR物品提供による協賛事業については、提供物品、数量、社名表示、納入方法等を事前に協議するものとする。

第6条 シンボルマーク等の使用

協賛企業は、前条の特典（権利）により大会シンボルマーク等を使用する場合、高体連マーク等取扱規程第4条を遵守するものとする。

第7条 協賛事業の不受理等

県実行委員会は、協賛事業の申込みを行った企業団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している協賛企業と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業団体の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業団体の場合
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業団体の場合
- (4) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する場合又はその恐れがあると認められる場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける場合又はその恐れがあると認められる場合
- (6) 協賛事業の内容が、第1条に規定する趣旨から著しく逸脱する場合又はその恐れがあると認められる場合
- (7) 協賛企業が、シンボルマーク等の使用にあたり、高体連マーク等取扱規程に違反した場合
- (8) その他、県実行委員会が不相当と認める場合

第8条 協賛企業の取り消し

協賛企業へ受諾書を提出した後、当該協賛企業から様式3により取消しの申請があった場合は様式4により、前条に該当すると認められる場合は様式5により、県実行委員会は協賛企業の取消しをすることができる。

第9条 協賛事業の変更

協賛企業へ受諾書を提出した後、当該協賛企業から協賛事業の内容について、様式6により変更の申し出があった場合、県実行委員会は変更内容を審査し、様式7により承諾することができる。

第10条 謝意表明

協賛企業に対しては、礼状、感謝状等による謝意表明を実施することとし、その実施方法については、別に定める。

第11条 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成24年8月29日から施行する。